

<フルミスト点鼻液について>

令和7年度より薬事承認済みフルミスト点鼻液のワクチン接種が差額取扱い可能となりました。

フルミスト点鼻液の接種及び差額取扱いは、一部の医療機関で対応可能となり、料金については、通常の接種(皮下投与:注射)より高額となります。

※フルミスト点鼻液とは、2回接種が推奨される年齢の対象者も1回の接種及び注射ではなく鼻腔噴霧による接種で小児以下の対象者に利点が多いインフルエンザワクチンです。

①フルミスト対応医療機関について

フルミスト点鼻液の差額取扱い可否については、利用者が契約医療機関に連絡し、差額料金を含めてご確認ください。

②利用者負担金について

利用者負担金は、医療機関のインフルエンザ契約予防接種料金または組合補助金額の低い方とフルミスト接種料金の差額となります。

例1) 組合補助額:3,000 円 > 契約予防接種料金:2,500 円
フルミスト点鼻液接種料金:8,000 円
➡ 利用者負担金:5,500 円 (=8,000 円-2,500 円)

例2) 組合補助額:3,000 円 < 契約予防接種料金:4,060 円
フルミスト点鼻液接種料金:8,000 円
➡ 利用者負担金:5,000 円 (=8,000 円-3,000 円)